

2019年度南山大学大学院法務研究科法務専攻〈専門職学位課程〉入学試験
A日程「小論文」 試験問題概要および出題趣旨

〈試験問題概要〉

問題 以下の文章を読み、[設問1] および [設問2] に答えなさい。

下記出典の文章の一部を省略しつつ引用し、問題文※として出題した（なお、下記出典の文章は英文であるが、これを和訳したものを問題文として用いた。）。

（出典：Teresa M. Bejan, The Two Clashing Meanings of 'Free Speech'. Today's campus controversies reflect a battle between two distinct conceptions of the term—what the Greeks called isegoria and parrhesia. (<https://www.theatlantic.com/politics/archive/2017/12/two-concepts-of-freedom-of-speech/546791/>))

※問題文は、著作権の関係上非掲載とします。

[設問1] 下線部について説明しなさい（400字程度）。

[設問2] 大学がある人物の講演を予定していたところ、その人物が過去にヘイトスピーチを行ったことがあるとして反対運動が起こり、講演が実現しなかったとする。上の文章の内容を踏まえながら、こうした事態を分析し、問題点を浮き彫りにした上で、あなたの考えを述べなさい（600字程度）。

（この出題は法律学の知識を問うものではありませんので、法令、判例や学説に言及する必要はありません。特定の政治的立場そのものを積極的に又は消極的に評価するものでもありません。）

〈出題趣旨〉

言論の自由に関して、古代ギリシアには、二つの概念、つまり政治的な集会で平等に発言する自由を表すイセゴリアという概念と、こうした集会に限定されず、より広く、誰に対しても、相手を侮辱することであっても、好きなことを発言する自由を示すパレーシアという概念があった。両者のその後の歴史的な変遷にも言及しつつ、この二つの概念を用いることで、ヘイトスピーチをめぐる党派性を帯びた今日の争いについて、どこに問題があるかを明確にしようとする文章を読ませ、読解力、論点整理力、および自己の考えの表現力を評価することが出題の趣旨である。

[設問1] については、イセゴリアとパレーシアの二つの言論の自由を正確に記述できているかどうか、さらにその含意することに説明が及んでいるかどうか、を採点の基準とした。

[設問2] については、自由記述であるが、二つの言論の自由の緊張関係を意識しながら、問題点を浮彫にし、自己の考えをいかに論理的、説得的に述べているか、を採点の基準とした。

以上

2019年度南山大学大学院法務研究科法務専攻〈専門職学位課程〉入学試験
B日程「小論文」 試験問題概要および出題趣旨

〈試験問題概要〉

問題 以下の文章を読み、[設問1] および [設問2] に答えなさい。

下記出典の新聞記事の一部を引用し、問題文※として出題した。

(出典：「巨人、現金やりとり横行」朝日新聞 2016年3月15日朝刊、「プロ野球 賭博問題検証」読売新聞 2016年3月24日朝刊、「プロ野球『巨人 プロの自覚ない』」中日新聞 2016年3月15日朝刊)

※問題文は、著作権の関係上非掲載とします。

[設問1] 下線部について、法律上も野球協約上も問題がないとしたにもかかわらず、「かかる行為」を含めた野球に関する金銭授受を一切禁止した日本野球機構コミッショナーの判断は、どのような理由から導き出されていると思うか。考えられる理由を説明するとともに、それに対するあなたの意見を述べなさい(400字程度)。

[設問2] 選手間で行われていた「ノック罰金」をやめさせた球団は、どのような理由からそうした対応をしたのであろうか。考えられる理由を説明するとともに、それに対するあなたの意見を述べなさい(600字程度)。

(この問題は、法律学の知識を問うものではありませんので、法令、判例、学説等に言及する必要はありません。)

〈出題趣旨〉

2016年、日本のプロ野球において、試合前の円陣による「声だし」の発声を担当した選手が、他の選手との間で、試合の勝敗に応じて金銭を授受していたことが報じられた。野球賭博のような違法性はなく、また、プロ野球界における自治的な規範である野球協約にも違反しないとされながらも、プロ野球を統括する日本野球機構は、この行為を問題視し、自主規制する対応をとった。本問は、明文の規範に違反する行為でないにもかかわらず、これを社会的に規制しようとする動きが生じ、それへの様々な議論も見られたことに関する問題文を読ませ、これを読解する力、論点整理をした上でそれを表現する文章力、および自己の考えを論理的、説得的に表現する力を問うものである。

[設問1] については、法律上も野球協約上も問題がないとされた行為を一切禁止する措置がなぜ正当化されるのか、問題文に基づいてその論拠を整理して説明し、自己の考えを論理的、説得的に表現できているかを評価した。

[設問2] については、円陣による「声だし」とはやや性質が異なる「ノック罰金」と呼ばれる事象に対しても自主規制の動きがあったことについて、これを正当化する論拠を整理して説明し、自己の考えを論理的、説得的に表現できているかを評価した。

以上

2019年度南山大学大学院法務研究科法務専攻〈専門職学位課程〉入学試験
C日程「小論文」 試験問題概要および出題趣旨

〈試験問題概要〉

問題 次の文章を読み、[設問1] および [設問2] に答えなさい。

下記出典の新聞記事の一部を引用し、問題文※として出題した。

(出典：「地毛証明書、必要ですか 是認・反対、2氏に聞く」朝日新聞 2017年5月15日朝刊)

※問題文は、著作権の関係上非掲載とします。

[設問1] 論者①の主張と論者②の主張は、どのような点に対立しているか、両者の主張の対立点を複数挙げて、その対立点がどのような内容か、説明しなさい(500字程度)。

[設問2] 高校での生活指導のために「地毛証明書」の提出を求めることは是か非か、どちらか一方の立場を選択し、あなたの考えを、そのように考える理由とともに述べなさい(500字程度)。

(この出題は法律学の知識を問うものではありませんので、法令、判例や学説に言及する必要はありません。)

〈出題趣旨〉

2017年春、全日制の都立高校の約6割が「地毛証明書」を導入しているとの新聞報道があった。本問は、この「地毛証明書」について、これを是認する論者とこれに反対する論者へのインタビューに関する記事を読み、論者の見解の対立点を発見し、的確に整理することができるか、また、自己の見解を論理的に展開できるかを問うものである。

[設問1] においては、2人の論者の主張の対立点が必ずしも明確でなく、双方の主張が必ずしも十分には噛み合っていないと思われる面も含まれるインタビュー記事について、各論者の主張が対立していると考えられる点を論理的に見出し、その各々について双方の主張がどのような意味で対立しているかを整理して論述できているかを評価した。

[設問2] においては、「地毛証明書」の提出を求めることの是非について、いずれか一方の立場を選択した上で、自己の見解を理由とともに論じさせることにより、論理的かつ説得的な文章構成力を評価した。その際、問題文を踏まえた論述であることのほか、問題文では触れられていない論点にも言及する等、独自に説得的論述を展開できているかについても評価した。

以上